

平成31年2月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 平成31年 3月 1日(金) 開会 午前10時
閉会 午後 0時 7分

場 所 第9委員会室

出席委員 荒木裕介委員長

岡田静佳副委員長

内沼博史委員、中野英幸委員、高橋政雄委員、齊藤正明委員、水村篤弘委員、
塩野正行委員、醍醐清委員、柳下礼子委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

西成秀幸県土整備部長、須藤喜弘県土整備部副部長、
中村一之県土整備部副部長、岡田逸夫県土整備政策課長、
鳴海太郎県土整備政策課政策幹、田中勉建設管理課長、
石川護用地課長、金子勉道路街路課長、大山裕道路環境課長、
加藤智博参事兼河川砂防課長、海老原正明水辺再生課長

西村実収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

野川達哉都市整備部長、柳田英樹都市整備部副部長、
五味昭一都市整備部副部長、末柄勝朗都市整備政策課長、
山科昭宏都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、
落合誠田園都市づくり課長、北田健夫公園スタジアム課長、
白石明建築安全課長、柳沢孝之住宅課長、植原徹営繕課長、
田中裕二設備課長

栗生田邦夫下水道事業管理者、新井伸二下水道局長、
西岡利浩下水道管理課長、若公崇敏参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第44号	埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について	原案可決
第45号	連続立体交差事業に要する経費の春日部市の負担額について	原案可決
第46号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について	原案可決
第48号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち県土整備部、都市整備部及び下水道局関係	原案可決
第56号	平成30年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

第57号	平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第63号	平成30年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第66号	訴えの提起について	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査(都市整備部関係)
県内の危険な空き家への対策について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

内沼委員

- 1 第44号議案の埼玉県道路公社定款において「基本財産の額」を増加させるよう変更することのだが、これは県からの出資金が増加するとの解釈でよいか。
- 2 県から埼玉県道路公社に対し支出する出資金は、通行料収入を得ることにより、将来的には県に返還されるのか。
- 3 第46号議案の急傾斜地崩壊対策事業について、今回の事業箇所は6か所とされているが、今後急傾斜地崩壊対策事業を実施すべき箇所は他にもあるのか。
- 4 この事業に係る市町村負担金は法律等に基づき徴収するものであるのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 「基本財産の額」とは、埼玉県道路公社が県から受け入れた出資金の合計で、その額は道路公社定款に記載されるものであり、現在の「基本財産の額」は114億9,800万円である。埼玉県と千葉県との境に位置する「三郷流山橋有料道路」の事業着手により、平成31年度に埼玉県及び千葉県が道路公社へ、それぞれ出資金を支出するため、「基本財産の額」が117億8,324万6千円に増加されるものである。
- 2 有料道路事業は、国や民間金融機関からの「借入金」、加えて県からの「出資金」を基に道路や橋りょう等を建設し、供用開始後の料金収入によって「借入金」及び「出資金」を償還する制度である。このような枠組みの下、三郷流山橋有料道路は計画されており、県からの「出資金」は全額返還されることとなる。

参事兼河川砂防課長

- 3 急傾斜地崩壊対策の要整備箇所は県内に745か所あり、このうち121か所が整備済みである。残りの箇所については、引き続き整備を進めていく。
- 4 負担金の徴収については、地方財政法第27条に基づいて行っている。負担率については、平成8年の建設省河川局傾斜地保全課長通知に基づいて設定している。急傾斜地崩壊対策事業は、河川事業などと異なり事業規模が比較的小さく、受益者が限定されるため、受益者負担が原則となっている。国庫補助事業の対象規模になると、市町村道や避難所が保全されることもあり、地域防災を担う市町村の利益になることから負担金を頂いている。

内沼委員

- 1 急傾斜地崩壊対策事業については、今回は6か所で実施するが、今後整備箇所を増やしていくなどの取組はしないのか。
- 2 民間の施設の周囲を整備するなど受益者が民間である場合には、民間に負担金を求めるのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 残りの要整備箇所については、保全対象に要配慮者利用施設や避難所が含まれるような緊急性の高い箇所を優先し、重点的に整備していく。
- 2 受益を受ける土地所有者などから、負担金の代わりに事業用地となる土地を寄付して

いただくような形で事業を進めている。

水村委員

- 1 第45号議案について、連続立体交差事業により10か所の踏切が除却されることとなり、そのうち3か所が開かずの踏切とのことであるが、今回のような事業を行う基準はあるのか。
- 2 この事業の実施が決定するまでの経緯について伺いたい。

道路街路課長

- 1 連続立体交差事業は、市街地において鉄道を高架化することにより、開かずの踏切などを除却する事業である。採択要件としては、事業区間に主要な幹線道路が2本以上あり、その間が350メートル以上空いていることなどがある。本事業については、10か所の踏切があるほか、都市計画道路などの主要な道路もあり、採択要件と合致している。
- 2 本事業は平成17年度に国からの着工準備採択を受け、事業の調査等を開始した。その後、事業費の縮減や春日部市のまちづくりなどの課題を整理し、計画の見直しを行い、都市計画決定に進んだ。

中野委員

- 1 連続立体交差事業について、春日部市の負担割合はなぜ2分の1となったのか。
- 2 増設分は全額鉄道事業者負担となっているが、現在見込まれている鉄道の増設分の内容は何か。
- 3 第48号議案の一般会計補正予算について、繰越明許費が多いようだが昨年度と比較してどうなのか。

道路街路課長

- 1 県では、本事業により県内ワーストの開かずの踏切を除却できること、東武鉄道伊勢崎線・野田線が交差する東部地域の主要な駅である春日部駅の機能を増強することにより、県東部地域という広域的な範囲での事業効果が期待でき、事業主体の埼玉県として受益のある事業であると考えている。一方、春日部市では、中心市街地の10か所の踏切を除却することにより、周辺地域の交通の円滑化及び安全性の確保、東西市街地の一体化によるぎわいの創出などが期待できるとして、市としても非常に受益のある事業である。県と市で協議し、お互いに多大な受益があると考えられるため、県と市で同等の費用負担とした。
- 2 現在は春日部駅の野田線のホームは1面、線路が2線であるが、増設に係る計画ではホームが2面、線路が4線となる。これらが増設分であり、全額東武鉄道負担となることで進んでいる。

県土整備政策課長

- 3 今回お願いしている繰越明許費は269億4,324万2千円で、12月補正でお認めいただいた46億5,800万円を加えると、316億124万2千円となる。昨年度は342億2,034万8千円であり、これと比べると約26億円減少している。

中野委員

- 1 連続立体交差事業について、なぜこのタイミングで負担割合を決定するのか、また、今後12年間で途中で負担割合が変わることがあるのか。
- 2 繰越明許費の縮減に向けて、どのような取組をしているのか。

道路街路課長

- 1 平成30年度末に都市計画決定の告示を予定しており、これにより事業の施設規模、内容等が明確になり、平成31年度からの連続立体交差事業の事業化の見込みが立った。そこで、これに合わせて県と市の負担額を決定し、平成31年度からこの割合で春日部市より負担額を徴収し事業を進めていく。また、今回議決いただき決定すれば、事業終了まで今回の負担割合で負担額を徴収する。

県土整備政策課長

- 2 前年度中に工事発注の準備を行うことで第1四半期に発注する工事を増やす取組を行い、発注量の平準化を図った。また、ゼロ債務負担行為を設定した工事は、完成時期の年度末集中の削減を目的に工事完了を12月までとする工事を増やし、工事稼働件数の一層の平準化を図っている。引き続き、適正な工期による工事の年度内完了を図り、繰越額の縮減に努めていく。

柳下委員

- 1 第45号議案について、全県的にも遮断されている踏切は沢山あると思うが、その調査は行っているか。また、どのような優先順位で事業化を決めているのか。鉄道事業者の負担で鉄道を地下化すれば良いと思うが、今後の踏切解消に向けて、県の計画はどのように考えているか。
- 2 県東部地域に受益があるとのことだが、春日部市以外の東部地域の市町からは負担金を徴収しないのか。
- 3 第46号議案について、ときがわ町の事業箇所は県道が保全対象となっているが、これも市町村の受益となるのか。

道路街路課長

- 1 国が調査を行っており、県管理道路では3か所の開かずの踏切がある。事業化の優先順位については、今回の事業区間は県内ワーストの伊勢崎線第124号踏切があるほか、地元市からの強い要望があることから事業化した。鉄道事業者の負担で踏切を解消することができれば良いが、県が行う場合には道路管理者の立場で踏切を無くすことを目的としているので、鉄道事業者の負担は少ない。これは連続立体交差事業に係らず、単独立体交差事業でも同じである。
- 2 事業区間が春日部市内に限られることから、春日部市以外の市町村から負担金は徴収しない。

参事兼河川砂防課長

- 3 県道についても市町村道と同様に、地域の交通網としての機能があり、地域防災を担う市町村の利益となるため、負担金を頂いている。

柳下委員

県管理道路では開かずの踏切が3か所あるとのことだが、それはどこにあるのか。また、これらについての地元の要望であるとか、事業化の計画はどのようになっているか。

道路街路課長

最も遮断時間が長い踏切は、本事業範囲のさいたま春日部線と交差している東武伊勢崎線の56分、2番目がさいたまふじみ野所沢線と交差している東武東上線の45分、3番目が野田岩槻線と交差している東武伊勢崎線の43分である。1番目のさいたま春日部線は今回の連続立体交差事業であり、2番目のさいたまふじみ野所沢線は今のところ計画がなく、3番目の野田岩槻線は単独立体事業としてアンダーパスで事業中である。

柳下委員

さいたまふじみ野所沢線は計画がないということであるが、県としては、全く事業を行う予定はないということか。

道路街路課長

近くに市の都市計画道路があり、これは立体交差化の計画があるため、市と協議しながら考えていきたい。現時点で、踏切を除却する計画はない。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

内沼委員

- 1 48号議案の都市整備部の関係で、住宅・建築物耐震改修促進費は、当初の補助対象見込みを下回ったことで、当初予算と比べ約8割の約2億3千万円を減額しているが、この見込みを下回ったのはどのような理由があるのか。
- 2 第63号議案の流域下水道事業会計について、国庫補助金は当初予算額から約21億円減額になり、中でも建設改良費が約33億円と大きく減額されている。これにより、流域下水道事業における老朽化や耐震化対策などの事業進捗に影響はないのか。

建築安全課長

- 1 所有者が耐震化の費用負担を手当てできなかったことが理由である。また、マンションにお住まいの方の合意形成ができなかったり、店舗ビルなどではテナントとの調整がつかなかったことから、耐震診断や改修工事に着手できなかったためである。

参事兼下水道事業課長

- 2 国庫補助事業は老朽化対策や災害対策を早急に進めたいことから、事業費を前倒しして要望しているため、補正後の予算額であっても前年度の予算額を上回っている。内示が見込みを下回っても必要な事業量は確保されており、事業の進捗には大きな影響はないと考えている。

内沼委員

住宅・建築物耐震改修促進費について、所有者の負担やマンション、テナントなどの問題があって耐震化が進まないとのことだが、これだけ予算を計上しているのだから耐震化を進めるための啓蒙活動が必要ではないか。対策を検討しているのか。

建築安全課長

県の働き掛けや意識啓発により、毎年、補助を使わずに除却や耐震改修などを行っている建築物はある。取組としては、補助制度の活用に加えて、県ホームページや窓口でのリーフレットの配布、耐震未改修の所有者に対するダイレクトメールの郵送などにより啓発活動をしている。また、大規模な建築物の所有者に対しては、県の職員が個別訪問などを行っている。それから、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対しても、職員が個別訪問して耐震化を働き掛けている。

醍醐委員

第66号議案について、訴えの提起は年間何件か行われているが、議決後の報告がなされていない。委員会において、報告があってしかるべきではないか。

住宅課長

訴えの提起については、議決後1か月から2か月で裁判所に提訴し、その後2か月程度で判決が出ている。今年度、提訴したのものについては、翌年度の委員会の行政課題報告などで、進捗状況を報告していくよう調整していく。

塩野委員

第57号議案について、借上型県営住宅整備事業費が減額要求されているが、当初何戸予定し、何戸供給できたのか。

住宅課長

平成30年度当初予算では、60戸の借上県営住宅の供給を予定していたが、採択されたのは20戸である。

塩野委員

借上県営住宅は、新しく建設するより初期投資が少なく効率的な供給手法と考えられるが、供給が当初計画の3分の1しかできなかった理由は何か。

住宅課長

昨年度は計画どおり60戸供給しているが、今年度は、当初計画されていた案件が、オーナーの都合で取りやめになったことなどから、20戸となった。今後は、事業者などへ周知をしっかりと行い、計画どおりの供給を行いたい。

塩野委員

計画的に供給しているものであり、今年度供給されなかった40戸分を来年度上乗せして対応すべきと考えるが、どのように考えているのか。

住宅課長

短期的な需要に対応するものとして借上方式による供給は有効であると考えている。今年度不足した40戸分を来年度上乗せして予算要求はしていない。今後、需要を見極めて対応していきたいと考えている。

塩野委員

計画的に取り組んでいるものであり、今年度不足した分の対応について検討してもらいたい。(意見)

中野委員

- 1 下水道局の関係であるが、12月に国の補正予算が閣議決定され、国土交通省では下水道施設などの重要インフラを対象に防災、減災、国土強靱化の支援があると聞かすが、どのような予算が計上されているのか。
- 2 流域下水道事業会計に対する一般会計からの繰入金についても補正されているが、流域下水道事業のどのような経費に対して繰入れされ、今回の補正で何が減額されているのか。

参事兼下水道事業課長

- 1 国土交通省では北海道胆振東部地震など頻発する災害で明らかとなった課題に対応するため、インフラの総点検を実施し、その結果を踏まえて補正予算において下水道施設の緊急対策を実施することとなった。これを受け、県の流域下水道事業では管渠、処理場、ポンプ場などの耐震対策に係る事業に6億8,850万円を計上している。

下水道管理課長

- 2 一般会計からの繰入金は企業債の元利償還金が国の繰出基準の対象となっており、全体の93%と大部分を占めている。今回の補正予算では、主に平成29年度末に借り入れた企業債の借入利率が当初の見込みを下回ったことなどにより、約2億2,000万円の減額となっている。

【所管事務に関する質問(県内の危険な空き家への対策について)】

内沼委員

- 1 高齢化などにより空き家はますます増えていくと考えられる。川口市や深谷市の略式代執行が新聞記事になっていた。そのような中で、老朽化した危険な空き家の課題とは何か。
- 2 県はこのような危険な空き家について、どのような対策を行っているのか。

建築安全課長

- 1 空き家が放置されて、適正な管理が行われないと危険な空き家となる場合がある。危険な空き家は、植栽の隣地や道路へのせり出しのほか、ネズミや虫の発生など衛生上の悪化や、窓が壊れるなど防犯性の低下を引き起こすなどの様々な課題がある。また、危険な空き家が増加すると、景観や住環境が悪くなるなどまちの魅力低下につながる。
- 2 県は危険な空き家の対策を進めるため、平成26年度に県内全市町村と関係団体で構成される「埼玉県空き家対策連絡会議」を設置した。この会議において、県は市町村と関係団体のつなぎ役になり、市町村の空き家対策の窓口の設置を支援した。また、連絡会議では、先進事例の情報提供や意見交換を行っている。連絡会議の中で専門部会を設けており、空き家について相談される場合の窓口対応マニュアルや危険な空き家を指導するためのマニュアルなどを作成した。さらに、危険な空き家になるのを予防するため、所有者向けのチラシや冊子を作成し、市町村が出す固定資産税の納税通知への同封や自治会向けの回覧により、周知を行っている。

内沼委員

- 1 様々な市町村と連携して県は支援を行っているとのことだが、市町村における危険な空き家の指導について、どのような効果が上がっているのか。
- 2 効果が出てきたものや、そうでないものがあると思うが、危険な空き家の指導は重要な問題である。県は、今後どのように危険な空き家の指導について、更なる対策を進めていくのか。

建築安全課長

- 1 県の働き掛けにより、県内の全ての市町村が空き家の相談窓口を設置し、法律関係や不動産関係など専門団体につなぐ体制ができている。また、市町村が行う危険な空き家の指導件数は、年々増加しており、危険な空き家の指導は促進されている。さらに、危険な空き家の除却については、提供した資料にある市町村による代執行に加えて、指導の効果による空き家所有者の自主的な除却があり、合計で50件と進んでいる。
- 2 空き家対策に不慣れな市町村があるので、今後、県では市町村に対し、引き続き空き家対策連絡会議を通じ、危険な空き家に関する各種制度や先進事例についての情報提供や意見交換を行っていく。また、平成29年度に連絡会議で勧告の実績がある全国の自治体にアンケート調査を行い、「勧告事例集」を作成した。今後、勧告事例集を更に充実させ、県から市町村に対して、指導の次の段階の勧告をもっと活用するよう働きかけていく。さらに、平成30年度には連絡会議で「代執行マニュアル」を作成している。倒壊するおそれがある著しく危険な空き家について、市町村が代執行を行う際の参考にしていきたいと考えている。